

下水処理場脱水汚泥処分業務委託 (R 8. 2 ~ R 9. 3 再資源化その 1) 仕様書

第 1 節 一般事項

(趣旨)

第 1 条 この仕様書は、東部下水処理場及び香東川浄化センター（以下「東部処理場等」という。）の脱水汚泥の処分業務を適正かつ円滑に実施するため、業務の内容等を定めるものである。

(業務の履行義務)

第 2 条 受注者は、東部下水処理場等において発生した脱水汚泥を適切に処分できるよう、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律 1 3 7 号。以下「廃棄物処理法」という。）、契約書、仕様書、下水道維持管理指針（日本下水道協会）、その他関係書類に基づき、効率的、経済的かつ適正に業務を履行するとともに、業務の完了について、財政上及び法律上の全ての責任を負うものとする。

(業務の内容)

第 3 条 業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 脱水汚泥処分業務

脱水汚泥の再資源化業務

(2) 産業廃棄物管理票等の記入及び発注者への送付

(3) 業務完了報告書の作成

毎月、業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、発注者へ送付しなければならない。業務完了報告書には「下水汚泥管理記録簿」を添付するものとする。

(4) 下水汚泥管理記録簿の作成

中間処理（再資源化処理するものに限る。）業務を選択した受注者は、中間処理の対象とした下水汚泥の全量が、最終処分（再資源化処理するものに限る。）されたことを明らかにするため、下水汚泥の搬出から中間処理を経て最終処分に至る過程を、1 次、2 次の各マニフェスト（産業廃棄物管理票）と対照させた「下水汚泥管理記録簿」を作成しなければならない。

また、発注者から２次マニフェスト（産業廃棄物管理票）の写しの提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

（業務管理）

第４条 受注者は、いかなる場合でも業務に必要な従業員等を確保し、委託業務に支障を来さないよう努めるとともに、従業員の労務管理、安全管理、保健衛生管理等に十分注意を払わなければならない。

（関係法令の遵守）

第５条 受注者は、業務の履行に当たり、下水道法、廃棄物処理法、関連各自治体の産業廃棄物処理等指導要領、その他関係法令を遵守し、業務の円滑な進行を図り、誠実かつ完全な履行をするとともに、これらの法令等の適用運営は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

（労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保）

第６条 受注者は、業務の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めなければならない。

（１） 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週４４時間）を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

（２） 雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働日の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

（３） 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

（４） 賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支

払うこと。

(5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

(安全管理)

第7条 受注者は、業務の履行に当たり、常に細心の注意を払い労働安全衛生法、関係法令等を遵守し、公衆及び従業員の安全を図るとともに、もし、人身事故などが発生した場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

(事故防止)

第8条 受注者は、火気の取扱い、関係者以外の立入りについて十分注意し、事故のないよう努めなければならない。

(緊急事態発生時の処置)

第9条 受注者は、大雨、台風、地震等災害、重大事故等の緊急事態に備えて非常呼び出しに応じられる連絡体制を確立し、所要の人数を直ちに現場に配置し、応急処理その他適切な処置がとれるよう準備をしておかなければならない。

(報告)

第10条 受注者は、処分業務の履行に当たり、車両や施設、設備の故障、事故等不測の事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(検収)

第11条 業務対象の脱水汚泥数量の検収は、発注者又は下水処理場等運転維持管理業務における受注者（以下「発注者等」という。）と収集運搬業務の受注者の立会の下に、東部下水処理場等に設置している脱水汚泥貯留ホoppa重量計の指示値を記載した1次マニフェスト（産業廃棄物管理票）によるものとする。

2 発注者は、本業務の履行確認を、業務完了報告書及び1次マニフェスト（産業廃棄物管理票）E票に基づいて行う。

(産業廃棄物管理票)

第12条 発注者等は、脱水汚泥の処分の都度、産業廃棄物管理票に必要事項

を記入して受注者に交付する。

（資格を要する業務）

第13条 受注者は、法令等で規定する資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

（処分時の留意事項）

第14条 受注者が処分する脱水汚泥は産業廃棄物であり、処分の方法は再資源化处理するものに限る。

（受注者の責任）

第15条 受注者は、脱水汚泥の処理施設の維持管理について、関係法令を遵守し適正な処分が行えるよう万全を期さなければならない。

2 受注者は、収集運搬に関する業務の指揮、監督を負わなければならない。

（疑義等の解釈）

第16条 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合は、両者協議の上、決定する。

第 2 節 特記事項

（処分の条件）

第 1 7 条 処分の条件は、次のとおりとする。

1 東部下水処理場

廃棄物の種類	汚泥（消化脱水汚泥） 含水率 7 5 % 程度 有機分 7 9 % 程度 脱水には高分子凝集剤を使用
汚泥発生量	4 . 5 ～ 6 t / h 程度
汚泥搬出量	通常 3 5 t / 日程度 予定数量 7 , 5 0 0 t （汚泥の発生量は減少又は増加するため、数量を保証するものではない。）
汚泥搬出日	令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 3 1 日までのうち、発注者が指定する期間で、原則毎日搬出。（日曜日を除く。）

2 香東川浄化センター

廃棄物の種類	汚泥（未消化脱水汚泥） 含水率 7 0 % 程度 有機分 8 9 % 程度 脱水には高分子凝集剤を使用
汚泥発生量	2 . 3 t / h 程度（脱水機 2 台運転時）
汚泥搬出量	通常 1 7 . 9 t / 日程度 予定数量 0 t （予期せぬ事情により、搬出の可能性あり。）
汚泥搬出日	令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 3 1 日までのうち、発注者が指定する期間。（日曜日を除く。）

（脱水汚泥の検査結果）

第 1 8 条 下水処理場水質及び汚泥分析結果は、次のとおり。

下水処理場水質及び汚泥分析結果

1 東部下水処理場

採取日：令和6年8月20日

溶出試験は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第13号）に従う。

検査の対象	検査結果	単位	検査方法
アルキル水銀化合物	不検出（0.0005未満）	mg/L	環境庁告示第59号付表3
水銀又はその化合物	0.0005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表2
カドミウム又はその化合物	0.009未満	mg/L	JIS K0102 55.4
鉛又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 54.4
有機燐化合物	0.1未満	mg/L	環境庁告示第64号付表1
六価クロム化合物	0.1未満	mg/L	環境庁告示第13号別表第1
砒素又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 61.4
シアン化合物	0.1未満	mg/L	JIS K0102 38.5
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.0005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
テトラクロロエチレン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
ジクロロメタン	0.02未満	mg/L	JIS K0125 5.1
四塩化炭素	0.002未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエタン	0.004未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1-ジクロロエチレン	0.1未満	mg/L	JIS K0125 5.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	0.3未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,3-ジクロロプロペン	0.002未満	mg/L	JIS K0125 5.1
チウラム	0.006未満	mg/L	環境庁告示第59号付表5
シマジン	0.003未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
チオベンカルブ	0.02未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
ベンゼン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
セレン又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.05未満	mg/L	環境庁告示第59号付表8
含水率	76.9	%	環境庁告示第13号
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（油分）	11	mg/L	環境庁告示第64号付表4

検液の作成は「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）に従う。

検査の対象	検査結果	単位	検査方法
カドミウム及びその化合物	1.1	mg/kg	JIS K0102 55.4
シアン化合物	0.78	mg/kg	JIS K0102 38.3
鉛及びその化合物	23	mg/kg	JIS K0102 54.4
六価クロム化合物	5未満	mg/kg	JIS K0102 65.2.1
砒素及びその化合物	3.8	mg/kg	JIS K0102 61.4
水銀及びその化合物	0.05未満	mg/kg	環境庁告示第59号付表2
セレン及びその化合物	0.5未満	mg/kg	JIS K0102 67.4
ふっ素及びその化合物	83	mg/kg	JIS K0102 34.4
ほう素及びその化合物	47	mg/kg	JIS K0102 47.4
ニッケル	20	mg/kg	肥料等試験方法(2023)5.4. c 準拠

2 香東川浄化センター

採取日：令和6年8月20日

溶出試験は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第13号）に従う。

検査の対象	検査結果	単位	検査方法
アルキル水銀化合物	不検出（0.0005未満）	mg/L	環境庁告示第59号付表3
水銀又はその化合物	0.0005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表2
カドミウム又はその化合物	0.009未満	mg/L	JIS K0102 55.4
鉛又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 54.4
有機燐化合物	0.1未満	mg/L	環境庁告示第64号付表1
六価クロム化合物	0.1未満	mg/L	環境庁告示第13号別表第1
砒素又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 61.4
シアン化合物	0.1未満	mg/L	JIS K0102 38.5
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.0005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
テトラクロロエチレン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
ジクロロメタン	0.02未満	mg/L	JIS K0125 5.1
四塩化炭素	0.002未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエタン	0.004未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1-ジクロロエチレン	0.1未満	mg/L	JIS K0125 5.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	0.3未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,3-ジクロロプロペン	0.002未満	mg/L	JIS K0125 5.1
チウラム	0.006未満	mg/L	環境庁告示第59号付表5
シマジン	0.003未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
チオベンカルブ	0.02未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
ベンゼン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
セレン又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.05未満	mg/L	環境庁告示第59号付表8
含水率	71.3	%	環境庁告示第13号
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（油分）	18	mg/L	環境庁告示第64号付表4

検液の作成は「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）に従う。

検査の対象	検査結果	単位	検査方法
カドミウム及びその化合物	0.48	mg/kg	JIS K0102 55.4
シアン化合物	0.75	mg/kg	JIS K0102 38.3
鉛及びその化合物	13	mg/kg	JIS K0102 54.4
六価クロム化合物	5未満	mg/kg	JIS K0102 65.2.1
砒素及びその化合物	2.0	mg/kg	JIS K0102 61.4
水銀及びその化合物	0.05未満	mg/kg	環境庁告示第59号付表2
セレン及びその化合物	0.5未満	mg/kg	JIS K0102 67.4
ふっ素及びその化合物	37	mg/kg	JIS K0102 34.4
ほう素及びその化合物	15	mg/kg	JIS K0102 47.4
ニッケル	25	mg/kg	肥料等試験方法(2023)5.4. c 準拠

ダイオキシン類濃度測定分析結果（脱水ケーキ）

1 東部下水処理場

採取日：令和 6 年 1 0 月 2 9 日

検査の対象	検査結果	単位	検査方法
Total ダイオキシン類 実測濃度	3.1	ng/g	厚生省告示第192号(平成4年7月3日) 最終改正：環境省告示第46号(平成31年3月20日)
Total ダイオキシン類 毒性当量	0.0036	ng-TEQ/g	

2 香東川浄化センター

採取日：令和 6 年 1 0 月 2 9 日

検査の対象	検査結果	単位	検査方法
Total ダイオキシン類 実測濃度	0.91	ng/g	厚生省告示第192号(平成4年7月3日) 最終改正：環境省告示第46号(平成31年3月20日)
Total ダイオキシン類 毒性当量	0.0023	ng-TEQ/g	

※分析については、計量証明事業登録業者に委託した結果です。